

令和7年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第4号）

招集年月日	令和7年3月26日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年3月26日 9時30分		議長	西 昭夫		
	閉 会	令和7年3月26日 11時54分		議長	西 昭夫		
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職 氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税住民 課 長	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子		人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
職務のため 出席した者 の職 氏名	企画調整 課 長	草水英行	○				
	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会議録署名議員	6 番	山 本 翔 太	7 番	向 出 健			
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年第1回笠置町議会会議録

令和7年3月12日～令和7年3月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第4号)

令和7年3月26日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 発委第4号 町長の専決処分事項の指定について
- 第3 発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな議論を求める意見書
- 第4 閉会中の委員会調査報告、一部事務組合議会及び広域連合議会報告
- 第5 閉会中の継続調査の件

開　会　　午前9時30分

議長（西 昭夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年3月第1回笠置町議会定例会第4日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君）　日程第1、一般質問を行います。

3日目に引き続き、質問を許します。

6番、山本翔太議員の発言を許します。

6番（山本翔太君）　議長のお許しをいただき、一般質問通告書に通じて次のとおり一般質問をさせていただきます。

1、奥田住宅の維持管理と環境整備、解体について。2、工事会社との裁判の内容、費用について。3、小学校の通学路、通学路に隣接している住民所有地の雑草や樹木について。

4、いこいの館営業再開について。

まず1つ目、奥田住宅の維持管理と環境整備、解体について。

奥田住宅は笠置町で一番古い木造住宅ですが、今住んでおられる住民の方の家も空き家も腐食している箇所もあり、老朽化が進んでいる中、町はどのような維持管理をしているのかお聞かせください。

以降の質問は自席にて行わせていただきます。

議長（西 昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼いたします。

ただいま山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

奥田団地の木造住宅居住戸数は10戸で、空き家戸数は12戸となっております。町営住宅に居住されている方が住みやすい環境づくりといたしまして、高齢者の方がスムーズに歩行できますように屋内外の手すりの設置、改修及び玄関の踏み台設置等を行い維持管理に努めています。

また、居住者さんから修繕及び改修の依頼がございましたら、修繕及び改修を行いまして、維持管理にも努めています。以上でございます。

議長（西 昭夫君）　6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君）　6番、山本です。

今、植田課長の御質問にお答えさせてもらいます、今までこの奥田住宅工事に関してやつていただけたと今おっしゃっていただけたんですけれども、今まで奥田住宅に対してどういう工事をさせてもらって、どういうところの箇所をその住宅自体、今住んでおられる家一つ一つに対しての工事をさせてもらって、どういうところが直っているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

木造住宅に係る過去15年間の修繕実績といたしまして、キッチン修繕改修18件、床改修フローリング工事を含め16件、建具改修15件、屋根改修10件、その他風呂、トイレ、給湯機の改修、段差の改修等でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 先ほど、前回からも言わせていただいているんですけども、今現在、有市住宅ではもちろん外見の方もきれいになってきている等もありまして、奥田住宅の方は、中身も今先ほど植田課長がキッチンとかきれいにしていると言ってくださったんですけども、外見とかはきれいなふうにはなっていないんですね、これからは。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本翔太議員の御質問にお答えします。

外見等につきましては、今のところ修繕は行いません。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

今現在、住んでおられる方の家、一軒一軒にてもそうなんですかとも、もちろん屋根もそうですけれども、外見も木造住宅なので、腐食している箇所が多く見られるところもありまして、それで今のところ見た目自体、言うたら外見きれいにすることはできませんと今おっしゃってもらったんですけども、このままずっと老朽化が進んでいる中、このままの状態でほったらかしにしていても、いずれすごくまた腐食が多くなっていく可能性も絶対あると思うんですね。そういう場合はどう対応されるんですか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 外見については、全面改修は行いませんが、部分改修としては実施していきます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

では、違う質問させてもらいます。

今の現状、老朽化が進んでいく一方で、住民の方から空き家の解体を要望している声も結構あるんですよ。空き家の解体についてはどのようなお考えなのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） ただいまの山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

奥田団地の木造住宅につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づきまして、住棟単位で用途廃止を進めております。

木造住宅にお住まいの方々には、耐震診断及び補強工事を実施いたしました簡易耐火構造住宅、または今後耐震診断及び補強工事を実施予定の簡易耐火構造住宅への住み替えを進めてまいり、安全を保障したいと考えております。

しかしながら、木造住宅に住まわれている方々にとっては、生活基盤に係る大変重要な問題でございますので、住み替えにつきましては、慎重に進めていく必要があると考えております。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

それでしたら、空き家についての解体というのは、今後一切考えていないということで、そう捉えて大丈夫ですか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

空き家の解体につきましては、今後ある程度固まりましたら、解体していく予定ですが、何せ解体するには財源確保が必要となりますので、今後の検討課題であると考えております。

また、解体後の跡地利用につきましても検討課題であるとも考えております。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） やはり検討ではなく、空き家の方も先ほどから申していますように、老朽化が見ただけでかなり進んでいるというのは、見てすぐに分かると思うんですね。その中で、やはり住民の方から空き家に猿とかイノシシとか鹿とかが来て被害がある、もちろんごみの不法投棄もある、空き家に関してはね。

やっぱりそういう問題もこれからきちんと対応していただきたいのと、あと空き家からの雑草とか、もちろん隣に住んではる住民の方に迷惑もかなり被っておられると聞いています

ので、解体については本格的に進めていってほしいなと思うんですけれども、その辺はよろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

不法投棄の件に関しましては、こちらで調査させていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 奥田住宅の方、建設課の課長植田さんが足を運んでくださるというのは、もちろん僕自身も聞いていますけれども、やはりもっと今奥田住宅の方がどのようなことに対する悩んでおられるのか、それも本当にもっと真剣に聞いていただきたいと思うんですね。もちろん聞いてもらっているとは思うんですけども、僕が奥田住宅の方からお話し聞かせてもらったのは、解体とか望んでも全然やってもらえない、でもついちょっと前の話なんですけれども、後谷住宅で解体の工事が1件ありましたよね。奥田住宅の方はなぜ後谷は解体工事をして、なぜ奥田住宅は解体できないのかという質問にもなってくるんですけども、その辺お答えできますか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

後谷住宅の解体につきましては、住宅ではなく民家でありますので、住宅ではございません。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） すみません、勉強不足でした。失礼しました。

次の質問にいかせてもらいます。

工事会社との裁判の内容、費用について。

現在、工事会社と裁判中と聞きましたが、なぜ裁判するまでに至ったのか、詳しい経緯をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

経緯につきまして、御説明させていただきます。

令和5年1月13日に執行いたしました公共工事2件の指名競争入札で、最低制限価格の設定に誤りがありましたので、本入札を無効とし、落札決定の取消しを行いました。

この件に関しまして、落札決定の取消しを行いました事業者様の代理人弁護士から令和

6年4月1日付で損害賠償金の支払いを求める通知書が届きましたので、当町も代理人を立てる必要があると判断いたしましたので、顧問弁護士を代理人として立てました。

令和6年4月1日から、双方の代理人弁護士同士で損害賠償額等の話し合いを進めてまいりましたが、令和6年12月10日付で原告告訴代理人から京都地方裁判所へ訴状が提出受理されましたため、裁判へ発展したものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

この件について幾つか御質問させもらうことがありますて、これ前町長のときのことなんですけれども、一旦は工事会社に対して落札と決定していたじゃないですか。その誤りがあって、契約日になって突然契約できないとおっしゃって、前町長から連絡が来たと思うんですけども、そのことに対する事実ですか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

山本翔太議員の御質問にお答えいたします。

現在、訴訟継続中でありますので、詳細な内容につきましては答弁を控えさせていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） では、この契約日になって契約できないと前町長から連絡があり、その後2023年11月24日のことなんですけれども、そのときにはやはり落札決定したので続行するという返事が来ているんですね、前町長から。それで、工事請負工事契約書などの書類も町のほうから工事会社のほうに交付もされています。

でも2023年11月27日、これ書類提出後、保留状態が続いたんですね、何も役場のほうから何もなかったという、全然連絡も何一つなかったという。それで、ここで疑問に思ったのが、なぜ、1回契約日になって契約できないと言っていたのに、なぜまた続行すると言ったのか、町側が。その理由って説明できますか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 山本翔太議員の御質問にお答えします。

先ほどと同じようで発言が審理内容に影響を及ぼす可能性がありますので、誠に申し訳ございませんが、現時点での答弁は控えさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

お話をさせてもらうんですけれども、この一旦契約できないとおっしゃられてから、また続行すると町側が言わはれました。書類は交付されている、工事会社も書類は提出をしました。でも、最終的にこれが2023年12月4日のことなんですけれども、漏えいが原因で契約はできない、そういう漏えいという言葉が出てきたんですが、漏えいがあったというのは事実なんですかね。お答えください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 一旦、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本件、先ほど植田建設産業課長の方から答弁させていただきましたが、令和6年4月1日から、和解に向けた協議を行ってまいりました。そこで、和解が成り立たなかつたということで、私ども町としては被告に当たります。訴えられている立場にございますので、やはり協議内容、それこそいろいろ事実関係につきまして、今この場で御発言させていただくことが、今後の審理の内容にも大きく影響されると考えられますので、私どもから詳細についての答えというのは一切できないということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

この2023年11月24日に前町長、町の職員3名と工事会社さんの代表取締役である社長とそこの工事会社の従業員2名、合計7名でお話合いがあったと聞いています。そのときに、工事会社さんが前町長に対して、工事を続行しろと強要されたという声も上がっています。そもそもその際の録音データもあるんですが、本当にその工事会社さんが工事続行しろと本当に強要したのかどうか、その辺お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 山本翔太議員に言います。この係争中の件に関しては、先ほど以来、執行部側が係争中のため答えられないということなので、質問を変えてください。

6番（山本翔太君） では、この質問はこれで終わらせていただきます。

次、小学校の通学路。通学路に隣接している住民所有地の雑草や樹木についての質問です。

前回、山本麻也議員も同じ質問をしているんですけれども、もともとこれ森本課長が総務財政課の課長に就任される前から、この話は出ていると思うんですね。その就任される前に元総務課長の方とこういう案件が出ていますよという話合いとかはなかったんですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本翔太議員の御質問にお答えをさせていただきます。

その話合いというのは、前総務財政課長と私の方との話合いがなかったのかというところの御質問かと思いますが、私、財政課長になる前に総務財政課にずっと在籍しておりましたので、その件については知らなかったわけではございません。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

この通学路に関してなんですかけれども、遡ること2016年から特に何もされていないとお聞きしています。今9年がたち、本当に僕も現地見たんですけれども、明らかに町の所有地から誰がどう見ても生えているんですね。それに対して、隣接している住民所有者さんの土地にもばーっと生えているとは思うんですけれども、その所有地さんのことに対してなんですかとも、以前からずっと役場の方には伐採作業してくれと、問合せが結構あったと思うんですよ。でも今に至りまだ全然作業の方も進めていられないという状況なんですが、本当にこの件に関して真剣に取り組んでおられるのか、今後いったら、いついつまでにやりますという計画もまだできていない状態ですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

所有地の方から声をいただいたというのは、私の方は以前からというのは確認はできておりません。先日、山本麻也議員の御質問にお答えさせていただいたのが全てでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

この所有地さんの件に関してなんですかとも、やはりこの所有地さんの土地に関して役場の従業員の方も車の駐車場として借りられていたわけで、それに対してずっと無償で貸していたわけなので、それでいたら町から伸びているつるとか木をどうにかしてほしいという要望でずっと訴えかけてはったんですけれども、全然やってもらっていないというのは事実ではあるじゃないですか。

この所有地さんから言ってくれといわれていて、今から言わせてもらうんですけれども、以前役場の方でこの所有者さんと町内でトラブルがあったんじゃないですか。それが刑事案件にまでなりました。それで、刑事事件になった後、今現在でも町の方から一度も家に謝

罪の言葉も何もなければ、連絡も一向ないと聞いているんですけども、その辺のことを詳しくお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 答弁といいますか、この件はあくまでも個別的な内容でございます。当事者間同士でしか分からぬ、知り得ない情報がたくさんございますので、この件も申し訳ないですけれども、答弁はできない内容になります。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

今町長がおっしゃられたように、これ以上言えないと言われたんですけども、町長にお聞きするんですけども、町長自身はこの住民所有者さんのおうちに伺いして、これからこういうふうにやっていく、やつていうふうと思っているということをお伝えしようとは思っているんですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） その件につきましても、私も全く知らないわけではございませんので、ですけれども、あくまでもまだ個人同士の話のレベルと私は考えております。ですので、この段階につきましては、お話できる内容ではないと思っております。ただ、町の方針といいましては、先日山本麻也議員にお答えしたとおりが町の見解でございますので、そちらの方を御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

前回に引き続き、山本麻也議員の御質問にもあったように、森本課長と麻也議員が一緒に現地見に行くというお話にもなっていたと思うんですけども、そこに町長はやはり同行とかはされないんですか。

議長（西 昭夫君） 山本翔太議員に言います。

それは24日の山本麻也議員のときに執行部は答えています。質問を変えてください。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

この3番の通学路の件に関しては、質問を終わらせてもらいます。

次の質問をさせてもらいます。

いこいの館営業再開について。

令和7年度の施政方針に温浴施設部分の改修に6,000万円から1億円が必要と書いて

ありますが、それ以上に費用がかかってくる可能性はありますか。

また、企業版ふるさと納税や投資などで回収費用の確保を図った上で、令和8年度中の再開を目指していると書いていますが、改修費用の確保ができない場合、営業再開は延期になるのか、それとも中止にするのか聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまのいこいの館についての御質問でございますが、これも昨日の予算の修正での採決いただいたということで、そのときにもお話しさせていただきましたけれども、見通しというのは全く白紙でございますので、今の段階でどうするかというのは、お答えは正直できないところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

では、営業再開について、企業版ふるさと納税で補うとのことですが、補い切れない場合は町の税金を使うのか、使うなら幾らぐらい使うのか、これもまだ決まっていないと思うんですけども、町の税金を使う可能性もあるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 本当に同じ答えになりますけれども、正直、今、町の信用が問われていると思っております。その信用していただけるようなことが、町が打ち出せるのであれば、企業版ふるさと納税の方も集まっていたらと思いますけれども、また先日の話でございますが、これで町の信用を失いますと本当に集めることできないと思っております。となれば、再開 자체ができないということもお答えさせていただきましたので、本件全く白紙でございますけれども、これから信用をどうやって取り戻していくのかというのが私たちの課題だと使命だと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

先日のというのは修正のことですか、もう少し分かりやすくお願ひします。

町長（山本篤志君） 失礼します。

先日と申しますと、先日の予算採決の際に新会社の方でという形の部分で御提案させていただいた部分について、その部分私たちの提案が認められなかった、それがあくまでもいこいの館にも関係してくることだとお伝えしておるところでございます。

ですので、今いこいの館にどのようにアプローチしていくのかというところがまだ決まっていない状況でございます。ただ、これというのは本当に町の信用をかけての取組だと思つ

ていますので、その信用していただけるか信用していただけないか、これからがそういうのが私たちの信用を取り戻すための使命だと思いますが、現時点ではいこいの館について何かお答えできることはないということでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） これで山本翔太議員の一般質問を終わります。

次に7番、向出健議員の発言を許します。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

発言通告に基づきまして質問をさせていただきます。

本日は大きく3つの課題について質問をさせていただきます。

1つはJR笠置駅のバリアフリー化についてです。2つ目は物価高騰対策についてです。

3つ目が住居の確保、整備についての問題です。

まず、1つ目のJRのバリアフリー化の問題についてお尋ねをいたします。

町長とは、いろいろお話をさせていただいていまして、階段の問題、階段を使わずに跨線橋を使わずにJRを利用する方法については話しも進めていて、まだはっきりと確定はしないけれども、一定の展望があるような発言もお聞きをしています。まだ具体的には答えられないということでしたけれども、この問題についてはいつ頃結論といいますか、そういうことが出てくるのか、そうしためどについてめどがあればお答えをいただきたいと思います。

残りの質問については、自席にて行います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員のJR笠置駅の階段を利用せずに、ホームに行ける方法ということのいつ頃のめどかということでございますけれども、現在のところ、まだ実施時期のめどというのは立っていませんが、採算の状況が難しい路線ではエレベーター等の設置が困難な状況にあります。そのため、本町では階段、跨線橋を使用せずに移動できる複数の案を提案してきたところでございます。

いろんなところのあらゆる機会、例えば京都府であったりJRであったり、接触する機会がある場合にはこの要望というのは今までずっと常に要望してきているところでございます。

ただ、これも前提になるのが、やはりJRにとりましても収益が改善していくということが最大の町の要望に対して応えていただけるということになります。その点でいきますと、

これも先日のことになりますが、ちょっと町の取組につきまして不透明感が出てきたということもございますので、この辺りもまたJRに対しても十分説明していかないといけないと思っておりますし、その旨でいきますと、めどというのは正直立てるのは今現状難しいかなとは考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

階段の問題だけではなくて、今言われたようにめどの話はあると思うんですけれども、住民の方の利便性というところでは、待合室の設置をしてほしいという声もお聞きをしていまして、こうした課題など、また運休した場合、JRの方は代替輸送としてバスを用意することがあるんですけれども、たまに準備ができないということも起きたりもしています。

こうした階段問題以外でも、こうした問題に取り組まれているのか、要望されているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 2点御質問がございましたので、まず最初の待合室等の設置についてということでございますけれども、今、令和6年度におきましては、待合室の設置に関しましては特に要望というのは行っておりませんが、利便性向上の観点からはまちづくり会社を通じての駅店舗の営業ということを依頼しているというところでございます。

また、これも不透明なところはございますけれども、やはりJRの利用促進に向けて様々な取組を検討している途中でございますので、笠置町の笠置駅を利用される皆様に喜んでいただけるような取組というのはしていかないといけないと考えております。

ただ、一例で申し上げますけれども、令和5年度に南山城村の月ヶ瀬口駅の前に設置された待合室等の施設がございますけれども、あちらも京都府の補助は受けているものの村の財政負担というのも正直あったと伺っておりますので、本町におきましては財政負担の観点からも考えながらで、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

残りの答弁は担当の方から御説明させていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問の代行に対する要望かと理解しております。

代行バスの運行につきましては、JRの方で運行するかしないかというところを決定されておりますので、それも天候状況、警報が出ている中で代行バスの運行は難しいと2次災害

というところも考えられますので、そういうところで判断されているというふうに聞いておられます。できるだけ代行バスは要望していきたいとは考えておりますが、そういう状況もございますので、全て要望どおりお願いできるものではないのかというふうに認識しております。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

いわゆる奈良交通バスの方にJRは基本的には頼んで空きがある場合には確保ができますが、確保ができない場合もあるというふうにお聞きをしております。そうした中で一定の要望といいますか、こうした課題も話し合いをする場であったり、もしくは今、相楽広域バスもありますけれども、運行を利用して利用者にとったら電車が止まってしまう、電車を利用している方にとったら移動手段がなくなってしまうという話になってしまって、こうした総合的な観点から一定その課題意識を持たれて、実際できないことも結論的に難しいという判断も出てくると思うのですけれども、そういう取組をされないかということでお聞きをさせていただいている。今、現段階で考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

さきの答弁もさせていただきましたとおり代行バスの運行につきましても、天候状況というのが大きく影響されるということを御理解いただきまして、JRさんの方でうちの関西線、加茂以東につきましては三重の伊賀市のほうから代行バス、運行いただいております。内部、奈良交通さんとの協議があるのかもしれません、その道路上の危険というところも考慮されまして運行されないというところもございます。

町の循環バスの対応のことも検討すればというところではございますが、天候等によりましてはうちの循環バスすらも運行が難しいというふうに考えますので、住民の方々の移動手段がないというところはすごく理解しております、何とかというところではございますが、まずそれによりまして、さらなる災害というところも配慮しないといけないことでございまして、今もってこれが最善というところは持っておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 直接の対応ではないんですけども、一応課題ということでございますので、これも私も昨年の4月、丸1年たちますけれども、その間にJRが止まったということは何回か経験しております。その中で正しい情報がどれなのかなというのが正直分からな

いというのもございますし、その情報というのが正しくこちらに伝えられるものでもないと思っております。

ただ、これが利用者の方にとりましては、住民の皆様プラス観光で来られている方もいらっしゃると思いますので、そういう意味、課題という意味ではやはり正確な情報の伝達方法を確立しないといけないということは課題としては認識しております。

ただこれも、正確な情報をどうやって伝えるかというところが非常に難しいことでもございますので、その辺りはあくまで課題を解決するということで、しっかり取り組んでいきたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

天候状況でそのときに運行するのが危険な場合は、確かにバスとかそういう手段も使えないことがあると思います。ただ、運休になる場合というのは、例えば前日に大雨が降って、一定量雨量が入り込んだ場合なども線路の安全のことから判断をされて止まる場合もあったりします。その場合は、その日は天候は悪くなくてバスが出せるような状況であっても、なかなか確保、通常民間会社のバスの方に依頼しますので、空いていなければ確保できないことが現にあるという状況もあります。

その中で総合的に課題としては意識をされてできることはないか、今言われたような情報の確実な伝達、やり取りとかそこも含めてだと思うんですけども、そういうことで質問させていただいております。

今、次の3つ目の質問にも関わってくるんですけれども、遅延や運休が起きたときに町で知らせていく、それをするにしても正確な情報、伝達手段どういうふうに確認するのかということも課題としてはあるのかなというふうに思っております。

そのことも含めまして、遅延とか運休の情報、町からも防災無線の代わりにタブレット端末を配付するということもありますので、そういうところも活用しながらできないのかというふうに思いますので、その点についてはどうお考えか答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの情報提供という形でございますけれども、やはりどうやって正しい情報を収集するのか、それは例えば一番町が全部の情報が集まるような機能があるのであればいいんですけども、そういうシステムではないというところがありますので、全てのことについて正しい情報が出せるかというのが1つ課題としてあります。

それと例えば日中、この時間帯であるのであれば職員もおりますし、町自体、社会自体が機能している状況でございますけれども、休日とか夜間休日になった場合の対応をどうしていけるのかということもございます。例えば、平日は確実に出せますけれども、夜間休日は出せないとなると、これもまた幾ら情報が正確であっても利用される方にとっては不正確な情報なのかなとも思っておりまして、例えば私どもの方であればLINEで広報する機能もございます。ホームページもございます。そして先日お認めいただきましたタブレットでのという形での活用する場面、ツールというのは一定着実に用意ができているのかなと思っておりますので、その辺りもできれば活用してやりたいです。ただ、やはりその情報集めの仕組づくりと、そしてまた発信する体制づくりというのは、これは軽々しく、今いつやりますとも言えないんですけども、これも今回の災害の場合も含めて、総合的には安心して確実な情報を届けできる体制というのはつくれないといけないと思っております。これも明確にはいつ頃できますとかやれますということが言えない状況でございますけれども、これも課題としてしっかりと認識しておりますので、課題解決に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

今、答弁いただきましたように、課題として今後考えていくということでした。それで特にJRとの関係では、JRが当然第1次情報を持っていて、そこでどうやって正確に伝えてもらうか、過去から言いますと、なかなかそこが難しい面があるとか、もしくはJRが本来は主体となって情報発信するものではないかという趣旨の答弁をいたしました。

ただ、やはり実際の利用者にとっては、駅に着いて初めて止まっていることが分かるというようなこともあったりもします。その点については、また取組をお願いをしたいと思います。

そうしましたら、2つ目の課題について質問させていただきます。

物価高騰対策です。既に、予算の段階で国の補助金の方を使いまして、それを計算して8,000円という地域振興券の方を配付するということで説明はいただいております。ただ物価高騰、かなりこれを上回る額でいろいろなものが値上がりっていますので、そこについてはもう少しほかの増額をするということも含めて、もう少し検討の余地もあるのではないか、財政が厳しいという面もあるのは承知をしていますけれども、それ以上に生活も大変だということもありますので、その辺りについてはどういうふうにお考えなのかお聞きをいたしま

す。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼いたします。

物価高騰対策に対してのさらなる支援ということで御質問をいただいております。

率直に言いますと、現時点におきましてさらなる支援を講じることは計画はしておりません。

議員からもありましたとおり、物価高騰対策につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを活用した事業について当初予算にも計上をさせていただいているところでございます。

一方で、町施策に対しましてもこの物価高騰の影響がございまして、様々なところで事業費の増が見込まれているところでございます。物価高騰の影響を受けられている住民の方々に対して、さらなる支援を講じていきたいとは思ってはおるところでございますけれども、財源の余裕はなく、今年度も持続的に事業を実施することを考えますと、非常に厳しい状況であるということで御理解をいただけたらと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

民間の方の物価高騰に対する家計の負担を報告するもの、幾つか出されています。その中で、ある報告の中では年収、年間の収入が600万円までだと3万から4万ぐらいの食料だけでそのぐらいの負担増が試算されるということでありました。非常に物価高騰というのがかなり大きい状況になっております。当然町財政だけでは、難しいという面があるので、例えばさらに国に対して要望活動を強めていくとかそういうことも含めまして、そういう対応も必要なのではないかというふうに思います。

さらには、地域振興券、当然町内業者を潤わせるというそういう大事な施策ですから、それは意義があると思うんですけども、正直言いますと、ちょっと外に出られております方、実際にはなかなか使うのが困難であったりとか、また通勤とかで買物としては外でよくするという方にとっては、なかなか使い勝手が悪い面も一方で含んでいるのではないかというふうに思います。そのことも含めまして、どのようにお考えか答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議員おっしゃるとおり町外での使用に対しては、地域振興券使えないということなんですか

けれども、町内事業者を潤わせるというよりは、活性化を図る、また住民さんにとってお財布というのは1つなわけであって、どこで使うか町外で使うか町内で使うかというところの差はあると思いますけれども、そういった面でいいますと地域振興券という形であれば、地域の活性化にもつながりますし、住民さんの物価高騰に対する支援にもなるかなということで、今回も8,000円の地域振興券を選択させていただいたということでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

地域振興券自体を否定しているわけではなくて、もちろん例えばふだんガソリン入れられる方が町内で入れたら、そのガソリン代の部分というのは言われたように財布は1つですから助かる部分がありますし、意義は非常にあると思うんです。言わせていただいているのは今後国に要望を働きかけてもらって、そういう予算の増額、もし仮に何か途中で年度になつたときには、そういう視点も含めてもうちょっと考えていただけないのかという視点で質問させていただいている。今回の件でもやり直してほしいという意味ではないので、そこは留め置いてほしいと思うんですが、その辺りも答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの国等への働きかけということでございますけれども、その辺りこちらも機会を捉えてしっかりとやっていかないといけないかなと思っております。ただ今日も新聞報道にておりましたけれども、これはまた政治の話ということになるかもしれませんけれども、國の方でも追加の対策ということを、補正予算なのかどうなのかということ追加予算なのかというのを置いといてになりますが、そのような議論も新聞報道されていました。

そういう意味でいいますと、町の皆さんのが、本当に住まいの皆さんのが、いろんなところで届けていただけるようにしていかなければなというのも本音でございますので、やはりできる限り住民の皆さんには安定した生活を送っていただけるように取り組ませていただく、そのことについては間違ひございませんので、御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

先ほど数字挙げたのは、食料品だけでそれぐらいということで、エネルギーとか全部含めますとかなりの家計負担になっているという状況がありますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

そうしましたら、3つ目の質問に移らさせていただきます。

質問の構成上、順序を入れ替えさせていただきますが、このいわゆる人口減少の対策の中で、まず住むところを確保しなければ、仮に移住を希望される方が多数おられたとしても、それが実現できないという現状がずっと続いております。取組を進めてきた中で、一時期は空き家バンクもかなりの件数の時もありまして、かなり努力されてきてはいると思うんですけれども、やはりもっと抜本的な対策も必要だと思います。

しかし、なかなか進んでいないのが現状なんですが、どういうところに課題があるのか、以前幾つか答弁いただいているんですが、何を解決していくかという問題が進んでいくのか、どういうふうに課題を認識されているのか答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参考兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

町としても課題というところにつきましては、今までお伝えさせていただきましたおり、住まわれる方が亡くなっても相続上、家財また仏壇等残っているとか、片付けてから登録するということがなかなかできないとか、そういう理由がございます。

お墓もあるから帰ってくるのに家が必要やというお声もいただいたこともありますので、登録いただける件数が空き家の方が今いっぱいになってきているのかな、登録いただいた空き家自体はあるにしても、なかなか登録していただくところまでには至っていないところです。

また、空き家を確保したといたしましても、町にいろんな施策と連動しているような募集といいますか、移住で笠置に住んでみたいというふうな内容の施策等になかなかつながっていないのかな、施策自体は充実をさせてはおりますが、その発信方法がなかなかできていないというようなことも課題なのかなというふうに思っております。

今回、地域おこし協力隊を募集した中で、そういう移住者であったり、移住してきていただいた方に孤立するような形を取りたくないというふうなことも説明させていただきましたが、そういう思いで協力隊の方にも来ていただくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、笠置町に住んでよかったです、笠置町に来てみたいと言っていた

けるような全体的な取組が必要なのかなというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

そんなに多くは聞いていないんですけども、一部売却ならいいですよという方もおられたりとか、修繕が必要になってしまっても、その家がなかなか1つのネックなのかなと、町が思い切って借上げをするとかそういう施策もすぐできるかどうかもあるんですけども、1つの検討のことかというふうに思います。

言われたように、なかなか空き家が多くてもそういう理由、つまりお墓参りの時に帰ってきて家を確保したいとか仏壇となったら処分ができないので、家とかに置いとかなければいけないという事情もあるとは思います。

そうすると、思い切って町営の住宅の整備という大きな決断もいるんですけども、お金もたくさんかかってしまうんですが、そういう大きな決断をしていかないと、本当に抜本的に解決していかない、進んでいかないのではないかと思います。

それも過去の答弁では、なかなか簡単なことではないともありましたけれども、やっぱり課題として取り組むことかなというふうに思いますが、今現在どのようにお考えか答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの住宅確保の御質問でございますけれども、これまで何回かやり取りをさせていただいておりますけれども、やはり今、参事の方から答弁があったのも課題という意味で答弁があったというのも、それも本当に全てのことでございますけれども、やはりなかなかこれ町が管理するということ自体、直営で管理するというのは、一番私が感じているのは専門的なノウハウを持ち合わせていないというところが一番大きな点なのかな、もちろん職員体制もございますけれども正直なところ、そこが難しいかなと思っております。

ただ、じゃ、ほっておいていいかということではなくて、やっぱりこの辺りは民間の力というのも借りたいなど、これも様々な御提案の中で、今までいただいた御提案の中でこのような空き家に関しての提案も民間からの提案もございましたので、その辺りも正直人に来ていただく、ニーズを増やしていくということも必要ではありますし、それに応えるためにはやはり住宅確保というところにつきましては非常に課題だと認識しておりますので、希望の

まち推進課というのを誕生させましたのも、そういうふうな取組を行いたいということでございますので、この辺りまずは民間企業さん、民間事業者さんとも話合いを進めていきたいと考えておりますので、この辺りも具体的に何かできる方法等、こちらも決まればすぐにでも出していきたいですので、その辺はまた改めて御報告はさせていただこうと思いますので、以上についても取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

ちょっと確認しておきたいんですけれども、民間の事業者、できるかどうか分かりませんが、民間の方で投資という形で空き地を買って、そこに家を建ててもらってという形も考えておられるのか、もっと今の空き家を活用するという方法なのかというところと、もう一つ地域協力隊の方、不動産の知識も持った方もということでしたけれども、その活用、どういうふうなことを展望されているのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） すみません、少し分かりにくい御説明だったかと思いますけれども、正直なところ笠置の地形的なことを考えますと、笠置の大半の部分が傾斜地、土砂災害警戒区域、特別警戒区域にあるということで、なかなか新築は難しいというところが正直なところでございます。その中で、具体的に申し上げますと、空き家の活用という方が、現実的ではないかという形の御提案などもいただいておったりするところでございます。

こちらはどちらかといいますと、営利目的というよりも町の活性化という中での協力をいただくということが主な目的しておりますので、結果としてそれがもうかるような仕組みができればなと思いますけれども、まずはやはり町の活性化という視点の中で民間企業、具体的にはどこがもうかるとかではなくて、そういう組織づくりなんかについて全国的に動いておられるところもあって、そういう方からも御提案をいただいておりますので、まずはいただいた御提案をしっかりと精査した上で、どれがどの方法が例えば笠置で適しているのかなんかもしっかりと見極めた上で進めていければと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

地域おこし協力隊の方には、どういった取組を進めていってもらおうかというところも御答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参考兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にありました協力隊に求めるものでございますが、予算の説明のときに少し触れさせていただきました。移住・定住に関して取り組んでいただきたい、それにつきましては、空き家を探すだけではなく、移住された方、移住をしたいと思っておられる方、また移住された方と地域との仲介役といいますか、先ほど言いましたように孤立するようなことであってはならないというふうに思っております、感じております。そういうことがあって、また違う場所に転出されるという事態になっても、うちの方の取組のまずさが出てくると思いますので、そういうところを協力隊には求めたいと思っております。

また、不動産の専門的な知識と、もちろん関わっていただいている方がありがたいですけれども、そういうことに仕事として携わっていただいた方ではなくても、不動産のある程度こういう法的にはこういうことがあるとか、移住した場合にはこういう手続が必要だと、そういったことも、ちょっと高度になって求めるところがあるかもしれませんけれども、少しでも移住したいと思っておられる方に、その方が答えができるようなそういう最低限の知識を持っていただいた方を募集したいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

住むところの確保というのがまず第一ではあると思います。

移住・定住を進めていく上での本当の第1歩だというふうに思います。そのほかにも周辺の様々な環境整備も含めて課題はたくさんあると思うんですけども、その移住・定住進めるために空き家の確保はまず要る。言われたように孤立しないようにその後のケアもといいますか、そういう部分も含めてやられるということでしたけれども、そのほか周辺の環境整備等含めてどういうところに課題があるというふうに、もしお考えがあれば答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの周辺も含めてどのような課題かということでございますけれども正直なところ申しまして、課題というのは本当にたくさんあるかなとまず入り口部分のほうの課題が住宅かなと思いますけれども、例えばやはり移住されて来られると想定される方が、例えば子育て世代の方であれば、学校もありますし教育もあります。そして、やはり雇用もございます。働き先もございますし、その中で地域との例えば本当にじめるのかどうかということも考えますと、やはり1つの施策だけではなかなか例えれば移住希望の方が移

住してもらえる、移住をかなえられるというこちらも期待どおりとはなかなかいかないと思っておりますので、その辺りも本当にこれも総合的にありとあらゆることを取り組んでいく、それは申し訳ございませんけれども、今年の施政方針の中でも申し上げさせていただいたのが私なりの課題に対する解決なのかな、例えば教育面も含めてございますけれども、今、集約できているかなというのが本音でございますので、その辺りお含みいただければと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

範囲が広い質問だったと思うので、すみません、答えにくかったと思うんですけれども、以前、移住された方がいろんな生活のどういうものが要るのかとか、あまりきっちと教えていただけなかったみたいで、知らないこともたくさんあったというございました。

そういうきめ細やかな情報、居住されたら例えばこういうものがかかりますよとか、こういうときはこういう手続きしてくださいねということを、もう今改善されているかもしれないですけれども、住民に対して職員の方、丁寧なサービスを提供するようにということも言われてきてはいますので、その点はまた対応して意識的にやっていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで、向出健議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。再開は議場の時計で10時45分からとします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、由本好史議員の発言を許します。

1番（由本好史君） それでは議長のお許しをいただきまして、一般質問通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず、負担金支出団体である四季彩祭実行委員会等について質問をさせていただきます。

山本町長が就任され、はや1年がたとうとしております。四季彩祭実行委員会については、令和6年9月定例会において、四季彩祭実行委員会として総会もされていないと答弁されておりましたが、今までの経緯と現状について説明願いたいと思います。

また、KASAGIこのゆびとまれプロジェクト並びに笠置まちづくり株式会社についても、今までの経緯と現状について説明をお願いしたいと思います。

あの質問は自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

四季彩祭実行委員会についての御質問でございましたが、私の方からは最初の四季彩祭実行委員会の今までの経緯とそれから笠置まちづくり会社の今までの経緯と現状というところでお答えさせていただきます。

まず、四季彩祭実行委員会の今までの経緯と現状でございます。

御承知いただいておりました通り四季彩祭実行委員会につきましては、令和5年度まで町内のイベントを主体として実施していただいておりました。また、四季彩祭実行委員会の事務局として、事業実施に係る事務運営全般を笠置まちづくり会社に委託しておりました。

ただ令和6年度に関しましては、町制施行90周年ということもございましたので、各種イベントにつきましては、この町制施行90周年記念の冠を付して90周年記念イベント実行委員会として事業を行っております。

四季彩祭実行委員会といたしましては、令和6年3月に開催されましたさくらまつりが最後のイベントとなっておりますので、事業終了後、速やかに総会をされるべきですので引き続き総会の開催について、町側から要請をしていきたいと考えております。

それから、事務局を担っていただいておりました笠置まちづくり会社でございますが、これは町が株主の1つとなっております民間の会社でございます。笠置まちづくり会社におきまして、駅舎の管理ですとか町のPR活動として多くのイベントへの出店など、また四季彩祭実行委員会の事務局を担っていただいておりました。

しかし、なかなか恒常的な収入が見込めないというところで経営状況は厳しいものとなっています。町が出資している会社ということですが、やはり民間会社ですので、取締役会や株主総会で今後については決定されることと考えております。町も1株主といたしまして、そちらの方には株主総会の方には毎回参加させていただきまして、現状等の把握をしているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 失礼いたします。

由本議員の質問のうちのKASAGIこのゆびとまれプロジェクトの今までの経過と現状についてということでございます。

これまで、まず就任いただきました企業人、笠置町内の役場内では観光振興プロデューサーという命名して任務を担っていただいておりますけれども、共ににぎわいづくりに取り組んでまいっておりまして、新会社設立に向けた準備というのに取り組んでいただいておりました。

また、いこいの館につきましても笠置を何とかしたいという思いを持つ方々とともに、再開に向けた取組に準備をしていたところでございます。

もともと当初は、このにぎわいづくりといこいの館の再開を2つの主な柱をプロジェクトとして考えておったのですけれども、プロジェクト発表後、多くの皆様から幅広い御提案をいただくことになりました、取り組むべき課題が大きく広がったというのがございます。その結果、先日お認めいただきました笠置の本庁内に希望のまち推進課を設置して、その中でこの地域の活性化などの課題解決に取り組む体制という形をつくってきたところでございます。

ただし、なかなかこれまで御提案いただいた御意見をいただいた皆様の中には、その後、連絡が行き届いていないという方もたくさんいらっしゃいまして、つきましては改めて本町より皆様に再度の参画の呼びかけを行いまして、今後の取組について御意見を伺えればとうふうには考えております。まずは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

一昨日、24日に令和7年度笠置町一般会計予算に対する修正動議が出され可決されました。その結果、新会社の設立費用が削除されたわけです。このことによりまして、新会社による河原のキャンプ場の管理ができなくなるわけですが、当初は新会社が7月に設立し、それまでの間は観光協会が管理をしていただけだと説明であったと思います。新会社が設立できなくなつたわけで、4月以降の河原の管理、キャンプ場はどのようになるのか不安しかございません。その新会社の代わりに、その観光協会なり地域再生実行委員会やKASAGIこのゆびとまれプロジェクト並びに笠置町まちづくり株式会社等が管理をしていただくということはできないのか、その辺りをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の今の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたとおり新会社の設立費用については、当初予算から除かれた

ということですので、昨日1日しか本日までなかつたところで、まだ観光協会さんとも協議というところもできておりません。今、全く4月1日からどのようになるのかという想定すらまだ考え及ばないところでございます。説明させていただいて24日にも説明させていただいたとおり、新しい会社が受皿となるというところで6月末までキャンプ場の管理運営を観光協会の方で延長していただきましたので、本議会終わりましたら、観光協会さんの方と協議をさせていただきたいというふうに考えております。それが7月まで延長されたとしても、次の受皿がない中でどのようにしていくのかというところも検討が必要かなというふうに考えております。

それから、イベントにつきましても四季彩祭実行委員会というところで事務局になるということは考えておりませんで、こちらもイベントの実施については、令和6年度で700万計上しておりましたが、令和7年度については、この新会社でいろんなところからお金を集めさせていただくというところで500万に減額したところでございます。この500万の中で令和7年度事業を実施できるのか、観光協会からの協賛金も求められない中で事業、イベントを実施するのかというところの検討も必要かと考えております。最悪6月議会で減額させていただくのか、事業実施する場合はさらなる増額をお願いするのか、こちらもこれからの検討事項かと考えております。

まちづくり会社につきましては、まだお話というところも、先ほど言いましたように株主さんもいらっしゃるところですし、取締役の方の御意見というところもあるかと思いますので、今後のことにつきましてはそういうことも含めて御相談させていただくところかなというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

キャンプ場の受皿が決まりませんと最悪、キャンプ場閉鎖するということになってくると思います。またその場合は、毎月300万円ほどのお金がキャンプ場に落ちていたわけですが、財政の厳しい笠置町にとって大きな損失しかありません。キャンプ場で働いている人たちの雇用を奪うことにもなります。また新会社が設立できることにより、イベント事業が後退してしまいます。

令和7年度笠置町一般会計予算に対する修正動議が可決されたことは議会として大きな責任があると思います。山本町長はじめ職員の方には、大変御苦労をおかけしますが、キャンプ場を閉鎖しないで済むような対策、またイベントにつきましてもその予算の組替え等が必

要になってくると思いますが、取組をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） こちらの方は多分質問ではないかと思いますけれども、今由本議員おつしやっていただいたこと、私たちもしっかりと笠置町としての責任を痛感しておりますので、皆様の御期待に応えられるようにしっかり取り組んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

それでは、次の質間に移らさせていただきます。

公共施設等の維持管理についてでございます。

まず1点目、保育所の周囲を囲んでいる柵は、腐食して周囲にも迷惑をかけていると思います。まして園児の安全について危惧されます。どのように維持管理をされているのか、早急に対応が必要と考えますが見解を求めます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所の周囲を囲んでいる柵につきましては、議員御指摘のとおり白い塗装が剥がれています、目視等で確認をさせていただきました。

子供たちの安全を確保するためにも、できることから速やかに対応していきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

子供たちの安全のために早急に対応よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町道ガードレールのところに目隠し用のフェンスが設置されているところが数か所ございます。そのフェンスの塗装が剥がれ、民家に大きな迷惑をかけております。どのような認識を持たれているのか、またどのように対応されるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

貴重な意見ありがとうございます。議員御指摘のとおりブライント型目隠し用フェンスの大部分が経年劣化により塗装が剥がれ、一部分におきましては下地のアルミが見えている目隠しフェンスもございます。目隠しフェンスにおきまして、町道側の剥離は認識しております

したが、民家側までは認識不足でございました。誠に申し訳ございません。

現在設置されている目隠しフェンスの中には、擁壁際に設置されているものがございますので、足場を組んで再塗装にかかる費用と更新する場合の費用を算出後、工種を決定し優先順位を考えながら、順次対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

これ、職員の方も確認に行っておられますので、その点の連絡が入っていないのかなという、疑問に思うわけですが、かなりの迷惑をかけていますので、早急な対応よろしくお願ひしたいと思います。

3つ目です。町で設置された看板類の維持管理についてお尋ねをいたします。

以前、わかさぎ公園の看板について、判読もできないと指摘をしましたが、町内にはまだまだ多く維持管理のできていない看板があります。これらの看板について早急に改修する必要があります。どのように認識をされ、どのように改修されるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

税住民課で設置しております看板につきましては、犬のふんに関してのもの、不法投棄に関するもの、ごみの収集に関するものなどがございます。認識についてでございますが、町で設置した看板の管理は、町が行うものであるというふうに認識しております。この数年で設置いたしました看板につきましては、どこにどの看板を設置したかは記録しておりますが、以前から設置してあるものにつきましては、全てを把握できておりません。定期的に確認に回ることもできておりませんが、町内に出たときなど気づいたものにつきましては、改修等を行っております。お気づきの箇所がございましたら、御教示いただけますと確認の上可能な限り早めに対応いたしたいと考えます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

特に、ごみの投棄を禁止するような看板が支柱の方が木でできています、それが腐って看板自体が逆にごみになっておるような状況があります。そのほか、判読もできない看板をこうやって掲示をしてありますと、観光を売りにしている笠置町にとって景観を害することになります。笠置町以外にも看板を掲げられ、判読できないものが多数あります。またそういった団体等にも働きかけをする必要があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

それでは、次の質間に移らさせていただきます。

公園の遊具の整備についてです。令和5年6月定例会において、公園の維持管理についてお尋ねしたところ、岩崎課長は「わかさぎ公園の遊具等については、なかなか利用しづらいというような状況になっており、今現在、具体的にどうするこうするというような計画はございませんけれども、今後整備といいますか、使いやすい公園にしていきたい」と発言されておりました。また、第3期笠置町子ども・子育て支援事業計画のアンケートによりますと、「道路や公園など子供が安心して暮らせる環境の整備」が63.6%、「遊具などの種類が充実していない」が72.7%で、特に滑り台とブランコがあつてほしいというアンケートが出ておりますが、これらのアンケート結果等を踏まえて滑り台やブランコの遊具の整備が必要と考えますが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在わかさぎ公園におきましては、コンクリート製の複合遊具が1台のみが使用可能となっております。公園の整備につきましては、現在検討中です。

また、どのような遊具を設置するかにつきましては、遊具の安全領域の確保の観点からも慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

こういったアンケートを取られたわけですので、そういった結果を重視していただいて、そちらの方の整備の方をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。

ごみの収集カレンダーについてです。

令和5年12月定例会で質問をさせていただきましたごみカレンダーについて、質問させていただきます。

令和5年12月定例会で石原課長と議論をさせていただいたて、最終的に今後検討をさせていただきたいという回答がありました。今月、令和7年度のごみ収集カレンダーが配布されました。以前と変わりなくプラスチック製容器包装の収集日が少ないままです。どのように検討されたのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君）　ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

検討いたしました内容について御説明いたします。

まず、その他プラスチックの収集日の変更についてでございます。

令和5年12月定例会におきまして、由本議員から第1土曜日のその他プラスチックの収集を他の曜日にして、容器包装の収集が1回分増えるので、変更してはどうかとの御提案を頂戴いたしました。収集日の変更につきましては、相楽東部広域連合及び収集業者に確認しました結果、曜日の変更は可能ということでございました。

次に収集の回収の変更についてでございます。

現在の収集運搬につきましては、相楽東部広域連合におきまして、令和5年度にプロポーザルの使用に基づき、令和6年度から5年間の契約を結んでいただいております。

燃料費の高騰など単価に変更が生じることはあると考えますが、収集ルートや回収の変更は収集業者にとりまして、人員の確保や車両の確保が必要となってまいりますために、契約内容を変更する必要が生じてまいります。回数が増えることに関しましては、分担金にも影響が生じてくるため、和束町、南山城村との協議が必要になってまいります。収集運搬に係る分担金は、令和6年度は令和5年度から1.5倍増加しております。1回の収集回収を増やすことによるコストの面や環境負荷など総合的に考え、変更しない旨の判断をいたしました。

また、御質問いただいたおりました件につきまして、検討いたしました結果をお伝えすることができておらず申し訳ございませんでした。

議長（西 昭夫君）　1番、由本議員。

1番（由本好史君）　1番、由本です。

ただいまの答弁なんですが、分担金が増えてくるというような答弁がありましたが、そういうわけではないと思うんですね。1番カレンダーで多いのは、和束町が一番多くて、各3町村の分担金はごみの収集量、量によって分担金を払っているという私は認識をしております。ですから、これが回数が増えるからといって分担金が増えるというものではないと思うんですね。この3町村のカレンダーを比較したときに、笠置町だけ不利益を受けておる状況だと思うんですね。だからそういった町民の立場に立って、事務を行っていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

放課後児童健全育成事業についてです。

放課後児童健全育成事業については、つむぎてらすで実施されており、笠置町には、笠置児童館でも同じように放課後児童を対象とした事業が実施されております。

しかし笠置児童館では、対象児童が2名で経費が1,400万円、単純に児童1人当たり700万円かかっていることになります。

一方、放課後児童健全育成事業では、児童が11名で経費が684万2,000円、単純に1人当たり62万2,000円となっております。財源乏しい笠置町において、一体的に放課後児童の健全育成のことを考えるべきではないでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の放課後児童健全育成事業についての御質問でございます。これ、由本議員御指摘のとおり児童数が減少する中では、放課後児童を対象とした事業については検討が必要であると考えております。

つむぎてらすで実施している放課後児童健全育成事業は、本町の福祉部門が、笠置児童館につきましては、連合教育委員会が管轄しております。現在に至る経緯も踏まえて、地元地域や関係者からの意見も十分に伺い、これは財政面だけでなく多角的な視点、特に子供たちの視点に立って、どうすべきかということがそれを最優先に判断する必要があると認識しております。

こちらにつきましても、令和7年度の施政方針におきまして、本町の全事業の目的と成果に基づく事業点検を行うことを表明させていただいております。事業の継続についても検討する方針でございますので、この方針に基づきまして放課後事業につきましても、適切に検討してまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

前中町長は、一時この笠置児童館を連合から切り離して町の方に戻すというような考えを持たれたようです。またこういった経費の問題もあったかと思うんですけども、この笠置児童館に1,400万、放課後児童クラブに684万もの経費をかけるのであれば、条件をつけずに児童全員を放課後児童健全育成事業に負担金なしで参加できるように実施していただくよう検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の御質問、御提案でございます。

それぞれコスト面ということを考えますと、場所の移動も含めてなんですかけれども、1か所でやるというのは確かに適しているかなとは考えております。ただ、やはりそれぞれの成り立ちというものが違うものがございますので、その件につきましては、やはり特に地元の地域の皆さんのお意見を私は聞かないといけないのかなということも考えておりますので、この点、今すぐお答えというのはできませんけれども、来年度4月始まるところでございまして、少なくともこの1年というか次の予算の段階では、何か答えが出せるような形で検討を進めていけたらと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第2、発委第4号、町長の専決処分事項の指定の件を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。議会運営委員会、山本勝喜委員長。

5番（山本勝喜君） 発委第4号。

令和7年3月26日。

提出者、議会運営委員長、山本勝喜。

町長の専決処分事項の指定の件。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由。

迅速かつ適正な行政運営を図るために必要な措置として、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項に指定するものです。

町長の専決処分事項の指定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定による契約について、議会の議決を経た後において当該契約の変更を行う場合で次に定めるもの。

（1）契約変更により増減する金額が、当初請負金額の10分の1に相当する額（ただし、500万円以内の額に限る。）を超えないとき。

2つ目に自動車事故による和解及び損害賠償の額（ただし、100万円以内の額に限る。）を定めること。

附則。

この専決処分事項の指定は、議決の日から適用する。以上です。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してもよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから発委第4号、町長の専決処分事項の指定の件の採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第4号、町長の専決処分事項の指定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、発議第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな議論を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。松本俊清議員。

3番（松本俊清君） 発議第1号。

提出者、笠置町議会議員、松本俊清、賛成者、由本好史、西朋子、山本麻也、山本勝喜、山本翔太、向出健。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな議論を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由。

昭和54年（1979年）国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本も昭和60年（1985年）に同条約を批准したが、日本は女性差別撤廃条約選択議定書をいまだ批准していない。政府は第5次男女共同参画基本計画で選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしており、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた議論を速やかに行うように要望します。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな議論を求める意見書（案）。

昭和54年（1979年）国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本も昭和60年（1985年）に同

条約を批准した。現在では、世界で189か国が批准している。

さらに平成11年（1999年）には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議、採択され、平成12年（2000年）12月に発効している。現在、条約批准国189か国中、議定書批准国は115か国であるが、日本はいまだ批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度であります。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響力は小さくない。

このような議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、昨年開催された世界経済フォーラムで発表された男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2024」では、日本は146か国中118位であった。

政府は第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。よって、国におかれでは、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた議論を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月26日。

提出先、衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、石破茂様、総務大臣、村上誠一郎様、外務大臣、岩屋毅様、内閣官房長官、林芳正様、こども政策・少子化担当大臣、三原じゅん子様。

京都府笠置町議会議長、西昭夫。以上、長らく御清聴ありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してもよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから、発議第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな議論を求め

る意見書（案）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発議第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな議論を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査報告を行います。総合常任委員会、由本好史委員長。

1番（由本好史君） 笠置町議会総合常任委員会の報告を行います。

去る3月13日木曜日、午前9時30分から議員控室におきまして、笠置町議会総合常任委員会を開き、令和7年度一般会計及び特別会計並びに簡易水道事業会計当初予算案について、担当各課長から説明を受けました。

一般会計については、防災情報等受信サービス提供事業や電算システム管理事業等、主要事業について説明があり、特別会計については、主に基本的な、基礎的な事項について説明がありました。簡易水道事業会計についても、主要事業について説明があり、中央監視及びテレメータ更新事業並びに簡易水道事業経営戦略改定業務事業について、委員から内容の確認等がありました。

今後、予算等について行政側からの説明を求めたいと思います。これで笠置町議会総合常任委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、向出健委員長。

7番（向出 健君） いこいの館運営対策特別委員会の報告をいたします。

去る3月5日、議会運営委員会の後に特別委員会を開きました。

議題は、令和7年度の当初予算のいこいの館に関わる部分といこいの館の今後の方向性についてです。町から説明を受け、それぞれ委員からの質問に対し町から回答をいただきました。

いこいの館管理運営事業費の予算は総額1,327万円と示されました。そのうち、会計年度任用職員の報酬で82万9,000円、需用費で814万5,000円、需用費のうち、燃料費で183万円、水道光熱費で593万円、委託料で406万8,000円でした。委

託料のうち、消防設備点検で20万9,000円、浄化槽の管理で58万3,000円、夜間警備で85万6,000円、キュービクル（電気の高圧受電設備）の保守点検で61万6,000円、吸収冷温水機保守で70万円、高圧機器（キュービクル）の更新で96万8,000円などでした。

予算については、行政からトイレの改修はいこいの館、再開時に対応する旨の回答がありました。

また、案内パンフレットについて、以前のが残っているだけで新しくは作っていない、町のホームページでも発信していく必要があるとの回答がありました。

また、いこいの館の方向性について、行政から想定される改修経費が6,000万円から1億円、主な資金調達として、企業版ふるさと納税を活用すること、再開時期は令和8年度中、期待される効果として、キャンプ場利用者へのサービス向上及び来訪者の増加、キャンプ場利用者を場外へ誘導することによる町の活性化、住民のいこいの場としての活用が示されました。

また、再開後の展望として、温泉施設内に住民利用も可能な店舗、コインランドリーなどの設置、大食堂の再開が示され、運営方法については、他の温泉施設再生の経験を持ち、現在も堅調な施設運営を行う事業者へ運営を委託すると示されました。

これまでの経緯について行政から説明があり、その中で町のにぎわいづくりの検討を行う中で、キャンプ場利用者や町の事業者、周辺地域の事業者、住民からも観光の町笠置の再開・活性化には、いこいの館の再開が必要との声が多数寄せられたとの報告がありました。

以上で、いこいの館運営対策特別委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。相楽広域行政組合議会、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 広域行政組合議会報告について報告させていただきます。

2月20日に相楽会館大ホールにおいて、令和7年第1回相楽広域行政組合議会定例会が開催されましたので、報告します。

初めに、杉浦代表理事から組合の主な取組について、令和7年第1回議会定例会業務報告の資料の配付をもって報告がありました。

議案審議では、まず相楽広域行政組合監査委員の選任について、令和7年5月25日に現監査委員が任期満了となるため、後任委員を選任するため議会の同意を求められ、全員賛成で同意されました。

また、相楽会館の建て替えにおいて、相楽休日応急診療所を木津川市木津保健センターに仮移転することに伴い、条例の一部改正が全員賛成で可決されたほか、下水道・浄化槽への切替えに収集世帯の散在化や直接経費の増加に伴うコスト増加を踏まえ、し尿の収集運搬業務の安全性を確保するため、し尿くみ取り手数料を現行の10リットル当たり128円から143円に改定する条例改正案が賛成多数で可決されました。

令和7年度一般会計予算では、予算総額を4億3,300万円と定め、相楽会館建て替えに関する関係経費を含む総務費で1億8,755万9,000円、衛生費で2億2,853万1,000円、商工費で1,551万6,000円で全員賛成で可決されました。

その他、刑法などの一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例など、合わせて6件の条例の改正と、6年度の補正予算が審議され、全て可決されました。報告は以上です。広域行政組合議会議員、山本翔太。

議長（西 昭夫君） 次に、山城病院組合議会、由本議員。

1番（由本好史君） それでは、令和7年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告をさせていただきます。

令和7年2月21日金曜日、午前9時30分から京都山城総合医療センター会議室におきまして、令和7年第1回定例会が開会されました。

まず、議長より会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。

次に管理者から11月定例会以降の病院組合の活動報告、提出議案の説明がありました。

次に、3名の議員から病室の衛生環境やMRⅠの活用並びに第5次経営計画についてなど、一般質問が行われました。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めるについては、損害賠償の額の決定について承認を求めるもので、A氏から入院・通院に対する医療費、休業に対する補償を求められ、損害賠償額が320万円で、全員賛成で承認をされました。

次に、議案第1号、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告等に基づく給与に関する条例の一部改正で、全員賛成で可決されました。

次に、議案第2号、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例については、人件費・物価高騰等に伴い、個室料金設定の改正を行うもので、全員賛成で可決をされました。

次に、議案第3号、介護老人保健施設やましろ使用料・手数料等徴収条例の一部を改正する条例については、食材料費、光熱水費等の高騰による経費の増加に伴い改正するもので、賛成多数で可決されました。

次に、議案第4号、令和6年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第1号）については、眼科電子カルテシステム購入の次年度送りに伴う債務負担行為の設定及び減額補正で、全員賛成で可決されました。

次に、議案第5号、令和6年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）については、人事院勧告による給与の差額支給等のための補正で、全員賛成で可決されました。

次に、議案第6号、令和7年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算については、歳入歳出予算の総額を対前年度比7,002万4,000円減の94億6,561万8,000円とするもので、全員賛成で可決されました。

最後に、議案第7号、令和7年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算については、歳入歳出予算の総額を対前年度比3,974万7,000円増の5億1,004万2,000円とするもので、賛成多数で可決をされました。

以上で、令和7年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、相楽中部消防組合議会、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 相楽中部消防組合議会報告について報告します。

令和7年2月20日、午前10時より第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会が開会されました。

まず、行政報告として、消防本部新庁舎建設工事について報告がありました。新庁舎は現在、木津川市城山台9丁目に建設中で、本庁舎は2階部分を、訓練等は1階部分の躯体工事を行っており、1月末現在で全体の23.3%が完了、建物は予定どおり10月31日の竣工を目指しているとの報告を受けました。

また、京都府南部消防指令センターの共同運用について、京都市以南に所在する9つの消防本部が独自に運用している消防指令センターを1か所に集約し、119番受付、部隊の出動指令、指令管制等の消防指令業務を共同で行うことにより、住民サービスの向上、消防体制の充実・強化及び財政面の効果が期待されることから、令和5年4月11日に9つの消防本部間で消防指令業務の共同運用に関する基本協定書を締結し、令和6年度から工事に着手をしており、令和9年度から段階的に共同化が開始されます。

相楽中部消防本部は2期からの開始を計画しており、大規模災害や同時多発事故にも迅速かつ効率的に対応できるよう努められると報告がありました。

議案審議では、令和7年3月15日で任期が満了となる相楽中部消防組合公平委員会委員の選任について、2名の選任が同意されました。

令和7年度一般会計予算では、歳入歳出それぞれ41億9,980万円で、前年度より20億7,720万円、97.4%の増額となりました。主な事業は新庁舎建設工事とその関連業務や京都府南部消防指令センター整備をはじめ、山城出張所の改築、加茂と東部出張所のLED照明化で、賛成多数で可決されました。

この他、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のほか、議会からの提出も含め6つの条例改正が全員賛成で可決されました。以上で、報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、加茂笠置組合議会、向出議員。

7番（向出 健君） 加茂笠置組合議会の報告を行います。

去る2月17日に、木津川市役所議員控室において午前10時から令和7年度第1回加茂笠置組合議会定例会を開きました。

議題は、令和7年度加茂笠置組合会計予算でした。予算総額は前年度と同じ2,040万円でした。

歳入では、土地貸付料で336万7,000円、線下補償金で1,157万円、財政調整基金繰入金で536万8,000円でした。

歳出では、議会費が36万円、一般管理費で1,344万9,000円、財産管理費で642万8,000円などでした。

行政当局から説明を受けた後、若干の質疑があり全員賛成で成立をいたしました。

行政から、線下補償金の南京都奈良線の笠置町分について、交渉を担当している組合から10%減で妥結との連絡があった旨、報告がありました。

定例会後、全員協議会を開き、その中で加茂笠置組合議会の定数を削減してはどうかとの提案が議長からありました。定数削減には規約の改定が必要です。時期や削減数など具体的な内容は決まっていませんが、今後議長から提案のあった方向で進めていくとの確認をし、全員協議会を終わりました。

なお、以前別の件で規約の改定をしたときは、検討から約9か月間を要したことが資料として示されました。以上で、加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、相楽東部広域連合議会、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

まず、令和7年第1回相楽東部広域連合議会臨時会が、2月4日午後2時30分から和束町体験交流センターホールにおいて開催されました。

開会宣言に続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定を経て、同意第1号、相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意を求める件について、全員賛成で同意され、会議は閉会されました。

次に、令和7年第1回相楽東部広域連合議会定例会が、3月6日午前9時30分から笠置町議会議場において開催されました。

開会宣言に続いて、会議録署名議員の指名、会期決定の後、閉会中の委員会調査報告を経て、2名による一般質問が行われました。

初めに、南山城村、梅本議員から、小・中学校の体育館のエアコンの設置、笠置小学校と南山城小学校と笠置中学校との一貫校、今後の相楽東部広域連合について。

次に、和束町、畠議員から、相楽東部広域連合管内の中・中学校における不登校の現状とその対策、相楽東部クリーンセンターの今後について、それぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件について、審議を行い全員賛成により可決されました。

次に、議案第2号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）の件については、歳入歳出それぞれ266万円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億5,428万4,000円とするもので、構成町村の派遣職員人件費返還分の増額や、クリーンセンター定期測量委託の減額を行うもので、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第3号、令和7年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出総額を10億6,470万4,000円とするもので、前年度との比較では1億4,852万6,000円の増となっており、歳入財源のうち10億1,135万9,000円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっていました。

割愛職員の成果、南山城小学校の放送設備や防犯カメラの整備状況、クリーンセンターの今後の工事の予定、連合教育研究指定事業、塵芥処理費、和束小学校図書室のエアコン修理や多目的ホールの工事、和束町史作成の進捗状況、大阪・関西万博への取組やGIGAスクール、連合の教育の重点などについての質疑があり、審議の結果、賛成多数により可決され

ました。

各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件については、次回開会の日に議題とすることとし、会議は延会いたしました。

以上で、令和7年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

相楽東部広域連合議会議員、山本勝喜。

議長（西 昭夫君） 次に、後期高齢者医療広域連合議会、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会報告をさせていただきます。

令和7年2月14日、京都市内におきまして、令和7年第1回京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、報告します。

本定例会では、まず議員発議として議会の個人情報の保護に関する条例一部改正が提案され、賛成多数で可決しました。

連合長提出の議案は承認1件、議案9件の合わせて10件で、職員の勤務時間、休暇などに関する条例一部改正のほか、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正などの条例改正が行われ、全て可決されました。

一般会計補正予算では、市町村が実施する健康診査等の長寿健康増進事業に対する補助金などについて、国費の確保のめどが立ったため増額補正されるなどで9,369万1,000円を増額し、補正後の額は11億9,380万1,000円となりました。

令和7年度の一般会計予算は、歳入歳出予算額が11億8,345万7,000円で標準システムの本格稼働に伴うクラウド利用料等のほか、郵送料金改定に伴う医療費通知発送費用、派遣職員などの給与費の増加などにより、前年度と比較して9,521万3,000円、8.7%の増額となりました。以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、京都地方税機構議会、松本議員。

3番（松本俊清君） 京都地方税機構定例会開催につき報告します。

令和7年2月7日、京都ガーデンパレス2階葵の間で開催されました。

13時30分から13時50分、全員協議会、諸報告、議員の異動の報告、任期満了に伴う退任者6名、監査委員1名、新規議員の選出及び議席の指定7名、監査委員選出につき賛成多数で承認されました。

議会個人情報保護条例、議会会議規則及び議会傍聴規則の改正。

令和7年度京都税機構一般会計予算、歳入歳出の総額24億1,356万1,000円。

令和6年京都税機構一般会計補正予算、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億

6, 903万5, 000円を追加。

刑法等一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件。

令和6年度6月から11月執行分京都地方税機構定期監査報告等、山崎事務局長の説明、承認、可決されました。

本会議は14時から15時、全員協議会内容に一般質問1名、令和7年度運営方針については、納税意識をどう高めるか、機構の今後について質問がありました。

令和7年度一般会計予算24億1, 356万1, 000円、笠置町税機構負担金は378万6, 000円であります。

令和6年度京都税機構一般会計補正予算、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億6, 903万5, 000円。

刑法等の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定。

議案、全て可決。

あと、山城中部地方事務所移転の件、移転日、令和7年3月24日、移転先、宇治市宇治壱番132-4谷口ビル1階に移転することになりました。以上、京都地方税機構議員、松本俊清。報告終わります。

議長（西 昭夫君） これで閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和7年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉　会　　午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 西 明夫

署名議員 山本翔太

署名議員 向出健